

砺波市スポーツ競技大会出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ振興及び競技力向上を図ることを目的に、アマチュアスポーツの大会として実施される国際大会又は全国規模の大会（以下「大会」という。）に出場する選手に対し、予算の範囲内において交付する砺波市スポーツ競技大会出場激励金（以下「激励金」という。）について、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するもの（親善、交歓等を目的とするものを除く。）とする。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会その他これらに準ずる国際大会
- (2) 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国大会（富山県内で開催するものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに相当するものとして市長が認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条に規定する大会に出場する監督、選手等であつて、現に砺波市内に居住している者
- (2) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、職業として当該競技を行う者及び砺波市税等を滞納している者は、激励金の交付の対象としない。

(激励金の額)

第4条 交付する激励金の額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（その者が未成年である場合は、その者の親権者。以下「申請者」という。）は、当該大会の終了後1箇月以内に、砺波市スポーツ競技大会出場激励金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 当該大会の実施要項又はこれに準ずるもの
- (2) 結果一覧等当該大会の状況がわかる書類
- (3) 当該大会の出場選手名簿等
- (4) 選考会等の実施要項又はこれに準ずるもの（選考会等を経て当該大会に出場する場合に限る。）

(5) 当該大会に出場することを証するもの(賞状、記録証、認定証等)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、内容を審査し適当と認めたときは、激励金の交付の決定をし、砺波市スポーツ競技大会出場激励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、速やかに激励金を交付するものとする。

(激励金の返還)

第7条 激励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を受けた激励金の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 交付申請に虚偽又は不正があった場合

(2) その他第1条の目的等に反すると市長が認めた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の大会における激励金の交付について適用する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

区 分			交付額
国 際 大 会	オリンピック競技大会、パ ラリンピック競技大会	国外開催の場合	１人につき５０，０００円
		国内開催の場合	１人につき３０，０００円
	ユニバーシアード競技大 会、世界選手権大会、アジア 競技大会その他これらに準ず る大会	国外開催の場合	１人につき３０，０００円
		国内開催の場合	１人につき２０，０００円
	第２条第３号に規定する大 会	国外開催の場合	１人につき２０，０００円
		国内開催の場合	１人につき１０，０００円
全 国 大 会	国民スポーツ大会、日本選手権大会、全国障 害者スポーツ大会		１人につき１０，０００円
	文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会、 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、 公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財 団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国大 会		１人につき１０，０００円
	第２条第３号に規定する大会		１人につき５，０００円